

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 17 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行並びに「北海道国民健康保険運営方針」の改定に伴い、国民健康保険料賦課限度額及び同保険料の減額に係る軽減基準額の改定並びに保険料率の改定を行うほか、退職者医療制度の廃止を受け、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり改定する。

（第 14 条の 6 の 10 関係）

	現行	改正後
基礎賦課限度額	65 万円	変更なし
後期高齢者支援金等賦課限度額	22 万円	24 万円
介護納付金賦課限度額	17 万円	変更なし

- (2) 国民健康保険料の減額に係る軽減判定所得を次のとおり改定する。

（第 22 条関係）

	現行	改正後
7 割軽減基準額	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5 割軽減基準額	43 万円 + <u>29 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円 + <u>29.5 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2割軽減基準額	$43\text{万円} + \frac{53.5\text{万円}}{\text{(被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数)} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)}$	$43\text{万円} + \frac{54.5\text{万円}}{\text{(被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数)} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)}$
---------	---	---

- (3) 北海道が示す標準保険料率を参考に保険料率を定めるため、賦課割合を改定する。

(第14条、第14条の6の5関係)

	現行	改正後
基礎賦課額の保険料率	所得割 $\frac{100}{100}$ 分の 45 均等割 $\frac{100}{100}$ 分の 33 平等割 $\frac{100}{100}$ 分の 22	所得割 $\frac{100}{100}$ 分の 46 均等割 変更なし 平等割 $\frac{100}{100}$ 分の 21
後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	所得割 $\frac{100}{100}$ 分の 45 均等割 $\frac{100}{100}$ 分の 33 平等割 $\frac{100}{100}$ 分の 22	所得割 $\frac{100}{100}$ 分の 46 均等割 変更なし 平等割 $\frac{100}{100}$ 分の 21
介護納付金賦課額の保険料率	所得割 $\frac{100}{100}$ 分の 50 均等割 $\frac{100}{100}$ 分の 30 平等割 $\frac{100}{100}$ 分の 20	変更なし

- (4) 退職医療制度の廃止等に伴う所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第 8 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条本文中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「法附則第 22 条」を「法附則第 7 条」に改め、「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「法附則第 22 条」を「法附則第 7 条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の

療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第 1 1 条の見出しを「(基礎賦課額)」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 1 2 条の見出しを「(基礎賦課額の所得割額の算定)」に改め、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 4 条の見出しを「(基礎賦課額の保険料率)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 4 6」に改め、同項第 2 号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第 3 号ア中「1 0 0 分の 2 2」を「1 0 0 分の 2 1」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 4 条の 2 から第 1 4 条の 5 までを次のように改める。

第 1 4 条の 2 から第 1 4 条の 5 まで 削除

第 1 4 条の 5 の 2 を削る。

第 1 4 条の 6 中「又は第 1 4 条の 2 」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 1 条の基礎賦課額と第 1 4 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 1 7 条、第 1 8 条及び第 2 2 条第 1 項において同じ。)」を削る。

第 1 4 条の 6 の 2 の見出しを「(後期高齢者支援金等賦課総額)」に改め、同条本文中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「法附則第 2 2 条」を「法附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 1 4 条の 6 の 3 の見出しを「(後期高齢者支援金等賦課額)」に改め、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 1 4 条の 6 の 4 の見出しを「(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の5の見出しを「(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の45」を「100分の46」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「100分の22」を「100分の21」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の6から第14条の6の9までを次のように改める。

第14条の6の6から第14条の6の9まで 削除

第14条の6の10中「又は第14条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第22条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第14条の7第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の8中「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第18条第1項中「、第14条の2」、「若しくは第14条の6の6」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第14条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の6の6」及び「若しくは第14条の5」を削る。

第22条第1項各号列記以外の部分中「又は第14条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」を削る。

第22条の4第1項中「又は第14条の5」を削り、同条第3項中「又は第14条の5」、「又は第14条の6の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条

の 5」を削り、同条第 6 項中「又は第 1 4 条の 5」、「又は第 1 4 条の 6 の 8」及び「、「第 1 4 条第 2 項」とあるのは「第 1 4 条の 6 の 5 第 2 項」と」を削る。

第 2 2 条の 5 第 1 項中「又は第 1 4 条の 2」を削り、同条第 3 項中「又は第 1 4 条の 2」及び「又は第 1 4 条の 6 の 6」を削り、「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「又は第 1 4 条の 2」を削り、同条第 7 項中「又は第 1 4 条の 2」及び「又は第 1 4 条の 6 の 6」を削り、「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同条第 8 項中「又は第 1 4 条の 2」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。